

賛助会員規程

2013年5月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、定款第51条第2項の規定に基づき、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の賛助会員および賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、法人会員および個人会員の2種類とする。

- (1) 法人会員： 本財団の事業の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した企業、自治体、団体等
- (2) 個人会員： 本財団の事業の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した個人

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとするものは、本財団に入会申込書を提出し、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 社会通念および本財団の事業目的に照らし、賛助会員にふさわしくないと判断されるものは、賛助会員となることはできない。

(理事会への報告)

第4条 代表理事は、理事会に入退会等の状況を定期的に報告しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、次に掲げるところにより、1口以上の賛助会費を、本財団に納入するものとする。

- (1) 法人会員： 1口 10万円（1事業年度）
- (2) 個人会員： 1口 1万2千円（1事業年度）
- 2 賛助会費は、初年度においては入会時に、次年度以降は毎事業年度の5月末までに納入するものとする。ただし、2口以上納入の場合は、賛助会費の半額以上を5月末までに、残額を11月末までに分納することができる。
- 3 事業年度の途中に入会する場合の賛助会費は月割りを基本とし、千円未満の端数は切り捨てる。

(使途)

第6条 前条の賛助会費は、50%以上を公益目的事業会計に、他は収益事業等会計および法人会計に使用するものとする。

(除名)

第7条 賛助会員が、次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 第3条第2項に該当したときおよび該当することが判明したとき。
 - (2) 法令、本財団の定款および規程類に違反したとき。
 - (3) 本財団の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (4) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
 - (5) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- 2 賛助会員を除名にするときは、除名しようとするものに事前に通知を行い、異議を申し立てるものについては、理事会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名となった場合、賛助会員が納入した賛助会費については、これを返還しない。

(退会)

- 第8条 賛助会員を退会しようとするものは、本財団に退会届を提出しなければならない。
- 2 前項の場合、賛助会員が納入した賛助会費については、これを返還しない。

(管理)

- 第9条 本財団の賛助会員に関する事務は、総務部が統括管理する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（2012年5月1日）

- 1 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行の賛助会員規程（2009年6月1日施行）は廃止する。
- 2 公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日の前日において本法人の会員であった者については、第5条第1項の賛助会費金額について例外を認める。

附 則（2013年5月1日）

- 1 この規程は、2013年5月1日より施行する。
- 2 公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日の前日において本法人の会員であった者については、第5条第1項の賛助会費金額について例外を認める。